

平成 2 7 年 9 月 1 5 日開会

平成 2 7 年 9 月 1 7 日閉会

平成 2 7 年

第 3 回定例会会議録

(第 2 日 目)

小 豆 島 町 議 会

開議 午後1時27分

○議長（森口久士君） 皆さんこんにちは。

携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

15日からの議案審議でお疲れのところお集まりくださいまして、ありがとうございます。

日程に入る前に、15日の一般質問で質問要旨の発言がありませんでしたので、これについての発言の申し出がありますので、許可します。7番藤本議員。

○7番（藤本傳夫君） 失礼します。

私の質問の順番のときに、池田地区畑地灌水事業の内容はということで内容の要旨を飛ばしてしましまして申しわけございませんでした。要旨を今から読ませていただきます。

池田地区畑地灌水計画の構想と内容は、事業規模はどれくらいになっているのか。全ての灌水組合を統合して一本化する必要があると考えるが、各代表者の意向は。

あらゆる池や貯水槽をパイプラインでつなげばサイフォン効果で効率的だと思うが計画してはということをつけ足していただきます。どうも失礼しました。

○議長（森口久士君） また、15日に議決いただきました発議第4号の提案理由についての発言の申し出がありますので、発言を許可します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 15日に議決いただきました発議第4号の提案理由を次のとおり訂正させていただきます。

発議第4号小豆島町議会会議規則の一部を改正する規則について、会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出します。平成27年9月15日提出。小豆島町議会議長森口久士殿。提出者、小豆島町議会議員谷康男。賛成者、小豆島町議会議員秋長正幸、同安井信之。

提案理由としましては、議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものであります。新旧対照表の改正後にありますように、第2条に第2項を追加し、議員の出産のため出席できないときは日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出することができるとし、附則としてこの規則は公布の日から施行するものでございます。以上、訂正させていただきます。

○議長（森口久士君） 本日の議事日程等につきましては、去る9月15日開催の議会運営委員会におきまして、お手元に配付のとおり決定いたしましたので、皆様のご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しまし

た。

これより開会いたします。（午後1時30分）

直ちに本日の会議を開きます。

お諮りします。

日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第1及び日程第2の各常任委員会審査報告は、付託議案を一括して行い、その後質疑を行います。2つの常任委員会からの報告、質疑が終了後、委員会付託された全ての議案について、1議案ごとに討論、採決を行います。

~~~~~

日程第1 議案第54号、議案第56号に対する総務建設常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） それでは、日程第1、議案第54号、議案第56号に対する総務建設常任委員会審査報告を議題といたします。

総務建設常任委員長の審査報告を求めます。谷委員長。

○総務建設常任委員長（谷 康男君） 小豆島町議会議長森口久士殿。総務建設常任委員会委員長谷康男。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月15日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。記。

委員会開催年月日。平成27年9月17日。

審査の経過。担当課から説明を受けた後、各委員より質疑を求め、慎重に審査した。

件名及び審査の結果。

1. 議案第54号小豆島町水道基金条例について。
2. 議案第56号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について。

以上、2議案についてはいずれも原案どおり可決すべきものと決定した。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第54号、議案第56号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第55号に対する教育民生常任委員会審査報告

○議長（森口久士君） 次、日程第2、議案第55号に対する教育民生常任委員会審査報告を議題といたします。

教育民生常任委員長の審査報告を求めます。安井委員長。

○教育民生常任委員長（安井信之君） 平成27年9月17日、小豆島町議会議長森口久士殿。教育民生常任委員会委員長安井信之。

委員会審査報告書。

本委員会は、9月15日に付託された議案について慎重に審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。記

1. 委員会開催年月日。平成27年9月17日。
2. 審査の経過。担当課から説明を受け、各委員より質疑を求め、慎重に審査した。
3. 件名及び審査の結果。

(1) 議案第55号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について。

原案どおり可決すべきものと決定した。

○議長（森口久士君） 委員長報告が終わりました。

議案第55号について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

~~~~~

日程第3 議案第54号、議案第55号、議案第56号に対する討論及び採決

○議長（森口久士君） それでは、日程第3、議案第54号、議案第55号、議案第56号に対する討論及び採決を行います。

まず、議案第54号小豆島町水道基金条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第54号は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号小豆島町水道基金条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第55号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第55号の条例改正について反対をいたします。

理由は、このもとになるマイナンバー制度ですけれども、国が国民の所得や資産を効率的に掌握することで税金や社会保険料などの徴税強化と社会保障などの給付抑制を図るなど容認できる制度ではないこと。また、膨大な国民の個人情報の取り扱いが行われるにもかかわらず、国民に周知がされ賛同を得ている状況ではないということ。個人情報の流出と悪用のおそれがあり、不信と批判が高まっている中で、マイナンバー制度は実施すべきでないと考えているところからです。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。9番安井議員。

○9番（安井信之君） 私は、賛成の立場から意見を述べます。

マイナンバー制度は複数の行政機関で相互に活用を可能とするものであり、これにより行政の効率化、利便性の向上、公平、公正な社会を実現するメリットが期待されます。今、財政が厳しい中、社会保障のほうでもいろいろ論議がある中で、その財源を確保するためにも必要であると考えます。

その一方で、情報漏えい等を危惧する声があることは事実ですが、さまざまな処置が講じられているところであります。本議案は既に可決成立している法令に基づき、各自自治体に求められているカード再発行手数料の設定を行うものであり、制度のスタートに向けて必要な条例整備と理解するものです。よって、本条例改正案に賛成いたします。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第55号は委員長報告のとおり決定することにご賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第55号小豆島町手数料条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

次、議案第56号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、原案に反対の方から発言を許します。11番鍋谷議員。

○11番（鍋谷真由美君） 私は、議案第56号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例について反対をいたします。

安価な宿を提供する公共の宿としての役割がありますし、ふるさと村の収益改善ということをおっしゃいましたが、26年度は宿泊が赤字だったと言われましたが、24年、25年は黒字ですし、負担を増やす引き上げには反対です。以上です。

○議長（森口久士君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。5番谷議員。

○5番（谷 康男君） 私は、議案第56号に賛成の立場から意見を述べたいと思います。

議案第56号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例は、ふるさと村の宿泊施設の利用料金を引き上げるものですが、一律に料金を上げるのではなく、指定管理者が設定する利用料金の上限を定め、料金設定の幅を広げるものであります。

民間の宿泊施設でもゴールデンウィークか、夏休みなど利用の多い時期には高目の料金を設定するところがあるように、ふるさと村でも指定管理者が利用に応じた料金設定を可能にするものです。以上のことから、私は本条例案に賛成します。

○議長（森口久士君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第56号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森口久士君） 起立多数です。よって、議案第56号小豆島ふるさと村条例の一部を改正する条例については委員長報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第65号 平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金の処分について

○議長（森口久士君） 次、日程第4、議案第65号平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金の処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第65号平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金の処分について提案理由のご説明を申し上げます。

平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明しますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第65号平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金の処分についてご説明を申し上げます。

追加上程議案集の1ページをお開き願います。

地方公営企業法第32条第2項に基づき、平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金の処分について議会の議決を求めるものです。

地方公営企業法第18条第1項に基づき、小豆島町水道事業会計は一般会計から出資を受けており、同法第18条第2項で出資を受けた場合には利益の状況に応じ、納付金を一般会計に納付するものとなっております。

以上によりまして、議案第61号で議決していただいた資本金の額を減少したことによる利益剰余金の5億9千万円を一般会計に納付するものでございます。納付後、水道基金に積み立てたいと考えております。このことは小豆島町水道運営審議会に諮り、利益剰余金の処分について行ってもよいとの意見をいただいております。以上で議案第65号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第65号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号平成26年度小豆島町水道事業会計利益剰余金の処分については原案どおり決定されました。

~~~~~

日程第5 議案第66号 平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（森口久士君） 次、日程第5、議案第66号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第66号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）について提案理由のご説明を申し上げます。

一般会計において追加補正をお願いします額は5億9千万円でございます。補正の内容は衛生費5億9千万円となっております。

詳細につきましては、担当部長から説明します。

○議長（森口久士君） 企画振興部長。

○企画振興部長（大江正彦君） 議案第66号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

追加上程議案集の2ページをお願いいたします。

今回の補正は既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億9千万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億9,215万8千円とするものでございます。

内容につきましては、別冊の補正予算説明資料の5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございますが、歳入は20款諸収入、5項1目3節雑入の5億9千万円のみでございます。これは定例会初日の議案第61号並びに先ほど議案第65号でご議決賜りましたとおり、水道事業会計の資本金のうち利益剰余金に振りかえられた5億9千万円が一般会計に納付されることとなりましたので、それを受け入れるものでございます。以上、歳入の補正額合計は5億9千万円でございます。

1ページめくっていただきまして、歳出でございます。

歳出も4款衛生費、4項1目上水道費、25節積立金の5億9千万円のみでございます。これは歳入で受け入れました水道事業会計納付金5億9千万円を水道事業基金に積み立てるものでございます。これによりまして、定例会初日に議案第60号並びに議案第62号で一般会計に納付の上、水道事業基金に積み立てることをご議決賜りました1億1千万円と合わせまして総額7億円の水道事業基金が造成されることとなるものでございます。以上、歳出の補正額合計は5億9千万円でございます。以上で議案第66号の説明を終わらせてい



たきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（森口久士君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。12番中村議員。

○12番（中村勝利君） 今の水道基金の積立金、これは水道事業以外には使えない、水道だけということですか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 議案第54号で議決していただいた水道基金条例についてのご質問かと思われます。ご説明申し上げます。

第1条で設置についての規定をしております。水道事業の健全な運営及びこれに関連した地域の活性化を図るために基金を設置するとしております。水道事業の健全な運営ということで、水道事業に関するもの、それと水道事業に関連した地域の活性化、これを目的として設置されたものですので、その目的に沿った使用ということになろうと思います。以上です。

○議長（森口久士君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。1番大川議員。

○1番（大川新也君） 具体的にはその関連した地域の活性化って、具体的にはどういうことに使われるんですか。

○議長（森口久士君） 水道課長。

○水道課長（唐橋幹隆君） 水道事業に関連した地域の活性化、考え方としては、例えば産業振興としての事業所ごとの水道料金の格差があろうかと思われますので、何らかの支援策も考えられるかと思えます。

いずれにしても、議会が用途についてをチェックし、議会が了承したことにはしか使用できませんので、協議させていただくことになろうかと考えております。以上です。

○議長（森口久士君） 1番大川議員。

○1番（大川新也君） 産業振興における水道料のどうのこうのということはもう水道関係、地域の活性化というのはそういうことを示す文言ですか、これは。もっとほかの意味はないんですか。

○議長（森口久士君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 例えば、水源地の地域の活性化なども対象になり得るものだと考えておりますが、水道課長がご説明したように、必要があるときは一般会計の歳入歳出予算に計上しますので、その都度ご議論していただきたいと思えます。

○議長（森口久士君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第66号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号平成27年度小豆島町一般会計補正予算（第4号）は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議員派遣について

○議長（森口久士君） 次、日程第6、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員派遣の申出書が提出されております。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第126条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

日程第8 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（森口久士君） 次、日程第7及び日程第8、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、日程第7及び日程第8を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第74条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森口久士君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定されました。

以上で本日の日程は終了しました。

以上をもちまして今期定例会の全日程を終了しましたので、会議を閉じます。

これをもちまして平成27年第3回小豆島町議会定例会を閉会します。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後1時52分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員